

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>利便性向上につながるから、本改正に賛成する。</p> <p>しかし、現状公金受取口座を登録しても、地方自治体の事務処理の関係で結局は紙の申請書と通帳等の写しの提出が必要な給付金が多い。</p> <p>将来的に、地方自治体を介さず、政府が日銀に有する口座から個人の公金受取口座に直接入金できるようにすべきである。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
2	<p>改正案を見たがマイナンバーで預金を管理する法案を足しただけに見えるがマイナンバーは今も国民にあまり浸透していないように見えるが、何でこの法案を通そうとしているのか理解できない。</p>	<p>本改正は、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」及び「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」に基づき、銀行等が法定他業業務として行うこととなる業務（公的給付の支給を受ける預貯金口座について預貯金者からの登録申請を受け付ける業務等）について、ゆうちょ銀行も、体制を整え次第、円滑に実施できるよう、郵政民営化法上の認可を要することなく行うことを可能とするためのものであり、顧客の利便性の確保の観点から必要なものと考えております。</p>
3	<p>暗黙の政府保障があり絶対に反対。堂々と完全民営化して民業として行うべき。</p>	